

# 福生市障害者計画・第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画

## 1 計画の目的と位置付け

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- 『福生市総合計画（第4期）』の主要計画として策定します。
- 市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

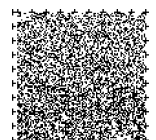
## 2 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35
計画	障害者計画			障害者計画			障害者計画		
	第4期 障害福祉計画			第5期 障害福祉計画			第6期 障害福祉計画		
				第1期 障害児福祉計画			第2期 障害児福祉計画		

## 3 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象にするとともに、障害者の差別解消及び障害者への理解を促進するため、広く市民を対象とします。



## 基本理念

## ～ 安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現 ～



## 基本視点

- 1 希望に満ちた明るいひとづくり／だれにもやさしい安全なまちづくり
- 2 潤いのある豊かなくらしづくり／安心に満ちたまちづくり
- 3 元気と生きがいのあるまちづくり
- 4 ともに助け合うまちづくり／市民と行政がともに進めるまちづくり

## 基本目標

## 施策の方向

### 1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

一人一人の状況に応じたきめ細かな相談支援体制の整備をはじめとして、権利擁護の体制や福祉サービスの充実、福祉のまちづくりの推進など、様々な生活支援策を講じます。

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 権利擁護体制の確立
- (3) 障害福祉サービスの充実
- (4) 意思疎通支援の充実
- (5) 経済的支援の実施
- (6) 地域の安全と災害時を想定した対応

### 2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり

障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、障害児を支援するサービスの充実や、受け入れる保育施設、学校施設等の環境の整備に努めます。

- (1) 障害の早期発見と障害児の療育支援
- (2) 切れ目のない障害児サービスの充実
- (3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

### 3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

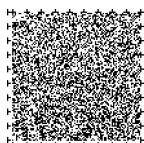
障害者が、個性や能力を最大限に発揮し、社会活動へその人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを推進します。また、障害への配慮が行き届き、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

- (1) 障害の理解と合理的配慮の推進
- (2) 社会参加の促進
- (3) 外出支援施策の推進
- (4) 就労の支援・促進

### 4 障害のある人の地域生活の基盤づくり

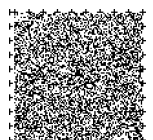
日中活動の場の確保、居住の場の確保、各種支援サービスの実施により、障害者の地域生活を支援するための基盤づくりを進めます。

- (1) 日中活動の場の確保
- (2) 居住の場の確保
- (3) 保健・医療サービスの充実
- (4) 地域移行・地域定着の支援と促進



国の基本指針の内容、過去の実績、今後の増加要素等を踏まえ、本市では次のとおり成果目標を設定することとします。

成果目標	基本指針に定める目標	数値目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成28年度末時点における福祉施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行する。	3人
	平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減する。	1人減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。	—
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を整備する。	—
福祉施設から一般就労への移行等	平成32年度中に一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にする。	9人
	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度実績から20%以上増加する。	22人
	就労移行率30%以上である就労支援事業所を平成32年度末までに全体の50%以上とする。	50%以上
	就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。	80%以上
障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	—
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	—
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	—
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	—



## 月当たりの利用者数

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系サービス		138 人	150 人	162 人
日中活動系サービス	生活介護	103 人	105 人	107 人
	自立訓練（機能訓練）	1 人	1 人	1 人
	自立訓練（生活訓練）	4 人	4 人	4 人
	就労移行支援	18 人	20 人	22 人
	就労継続支援（A型）	6 人	6 人	6 人
	就労継続支援（B型）	104 人	107 人	110 人
	就労定着支援	5 人	5 人	5 人
	療養介護	6 人	6 人	6 人
	短期入所	21 人	21 人	21 人
居住系サービス	自立生活援助	1 人	1 人	1 人
	共同生活援助	54 人	56 人	58 人
	施設入所支援	34 人	34 人	34 人
相談支援	計画相談支援	61 人	64 人	67 人
	地域移行支援	1 人	3 人	5 人
	地域定着支援	1 人	1 人	2 人

## 月当たりの利用者数

サービス名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
放課後等デイサービス	51 人	59 人	67 人
児童発達支援	9 人	10 人	11 人
医療型児童発達支援	1 人	1 人	1 人
居宅訪問型児童発達支援	1 人	1 人	1 人
保育所等訪問支援	1 人	1 人	1 人
障害児相談支援	8 人	9 人	10 人

本計画を効果的・効率的に推進していくため、福祉・保健・医療分野を中心に全庁的な協力体制を確保しつつ、市民、事業者との連携・協働のもと、全力で取組を進めます。

また、「福生市地域自立支援協議会」とも連携を図り、市内の障害福祉に関する課題とニーズの把握や協議を行いながら推進します。

